

# 環境負荷低減に向けて 🚱 🔯 🔯 🕏 🗯 💆











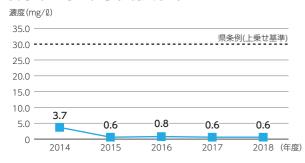
# 水資源の効率利用

当社製品を製造するうえで、鋼材や設備の冷却用、設備 の動力源として、水は必要不可欠な存在です。当社は水が 限りある資源であるという認識のもと、生産工程で使用し た水の90%以上を再利用しています。工場内で使用し、汚 れた水は、敷地内の処理施設へ送水し浄化処理を実施しま す。その後、浄化した水を工場内で再利用し、残りはさらに 処理し公共用水域へ排水しています。公共用水域への排 水口では、pH、濁度、化学的酸素要求量(COD)、窒素及び りんの自動測定により常時監視しており、社内の自主管理 基準を超えると警報が発報し担当者が早期に対応できる 体制となっています。また、有害物質等についても外部機 関による定期分析を行っており、水質管理と水質汚染の予 防に努めています。

### 排水中の化学的酸素要求量(COD)



### 排水中の浮遊粒子状物質(SS)



### 排水中の窒素濃度

35



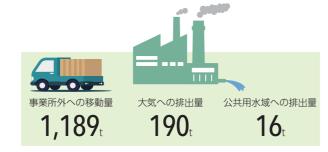


排水処理施設

# 化学物質の適切な管理

当社では、PRTR法※に従って、化学物質の排出量およ び移動量を把握し、毎年経済産業省への届け出を行うとと もに、化学物質の排出量の抑制に向けた活動に取り組ん でいます。また、PCB廃棄物については、PCB特別措置法 に基づき、適正に保管・管理するとともに、法で定められた 期限内に処分を完了するために、計画的に対象機器の更 新・処分を実施しています。

※PRTR(Pollutant Release and Transfer Register):特定化学物質の 環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律



# 廃棄物の適正処理

産業廃棄物処理業者の許可証の確認、処分施設の事前 視察を実施し、当社の廃棄物を適正に処理できる業者に処 理を委託しています。また、定期的な処分施設の視察、マ ニフェストによる産廃の処理状況の確認等により、当社の 廃棄物が適正に処理されていることを確認しています。マ ニフェストについては、電子マニフェストを導入して適切な 運用をはかっており、廃棄物の発生現場では、廃棄物分別 の徹底に努めています。

# 大気汚染物質の排出削減

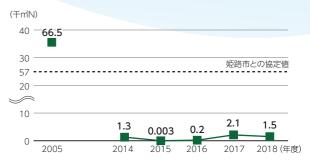
ばい煙発生施設では、燃料を硫黄分を多く含む重油か らほとんど含有していないLNG(都市ガス)に転換するこ とで、SOx(硫黄酸化物)排出量を姫路市との協定値から 大きく下回るレベルを達成しています。NOx(窒素酸化物) については、排出量削減に向けて、低NOxバーナーの採 用や適正な燃焼管理などを実施しています。また、排出量 の多い加熱炉については、自動NOx測定装置を導入し、常 時監視ができる体制としています。

また、2018年4月の大気汚染防止法改正により、製鋼用 電気炉の排ガス中の水銀濃度を自主的に排出抑制すべき ことが定められました。当社では、日本鉄鋼連盟の自主基 準に則って、定期的な水銀濃度の測定・記録を行い、水銀濃 度が自主管理基準を満たしていることを確認しています。

集塵施設としては、2018年度、連鋳工場の建屋集塵機 を増設するなど設備能力の増強に取り組んでいます。

粉じんについては、従来より散水車や道路清掃車を巡回 させ飛散の防止に努めています。

# 硫黄酸化物の排出量



### 窒素酸化物の排出量



# 環境リスクマネジメント

# 環境パトロールの実施

環境システム最高責任者、役員、部署長、公害防止管理 者等で構成されたチームが1回/月、製造現場を中心にパ トロールを実施しています。パトロールにて指摘があった 点について各製造現場にて対応を行うことで、環境リスク の低減を図っています。

# ①著しい環境側面のチェック

著しい環境側面をもつ工程、設備等についてパトロール を実施し、設備、計測機器の管理状況や作業標準書の点検 等を実施し、管理レベルの向上・リスクの低減に取り組んで

### ② 緊急事態対応訓練のチェック

緊急事態対応訓練を実施し、緊急時の動作手順に問題 がないか、また、設備器具類に不備がないかを検証します。

### ③ 社長参加のパトロール

1回/年、社長参加の環境パトロールを実施しています。 2018年度は、製鋼工場における著しい環境側面の管理、 省エネへの取り組み、副産物の削減への取り組み等につ いて確認しました。

# 環境法改正への対応

### 環境法改正への対応

当社では、環境方針で規定しているとおり法令遵守を事 業活動の大前提としています。事業に関連のある法令改 正が行われた場合は、環境社標準の改訂、関係者への教育 等を実施しています。

6月の環境月間には、全社課長およびグループ会社環境 管理者を招集し、法的遵守義務について理解を深めるため の「環境法令勉強会」を開催しました。

#### 〈法改正への対応例〉

### ●土壌汚染対策法(2019年4月改正)

改正内容: 土壌汚染状況調査の契機が拡大されました。 対応状況:6月の環境法令勉強会等において法改正内 容を全社に周知しました。

36